

政策研究大学院大学長の任期に関する規則

〔平成18年10月20日〕
18規則第12号

改正 平成22年10月12日22規則第23号

(趣旨)

第1条 政策研究大学院大学長（以下「学長」という。）の任期については、この規則の定めるところによる。

(任期)

第2条 学長の任期は、4年とし、1回に限り再任されることができる。ただし、再任の場合の任期は、2年とする。

2 前項の規定にかかわらず、就任が年度の途中である学長の任期の末日は、前項の規定に基づく任期満了の日の属する年度の末日とする。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成22年10月12日22規則第23号）

この規則は、平成22年10月12日から施行する。